

老人福祉保健センター施設保守管理業務

1 センターダムウェーター保守点検業務委託

(1) 業務期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日までとする。

定期保守点検は毎月1回（年間12回）とする。

(2) 業務内容

ア 保守点検整備対象

小荷物専用昇降機 1台

イ 保守点検整備の内容

a 巻上機、原動機、制御機器等の注油及び清掃・調整

b 消耗品等の交換

- ・各種油脂類（ギアオイル・作動油を除く） ・カーボン刷子
- ・各種（可動、固定）コンタクト ・シャントリード線
- ・ヒューズ類（信号用、かご内照明用） ・ウエス

c 不調時の点検調整

- ・不調等による連絡を受けた時は、速やかに技術員を派遣し点検・調整を行うこと。なお、装置部品の取替及びオーバーホールの必要が生じた場合は職員の承認を得て行うこと。

d 定期検査（年1回）

- ・建築基準法に基づく検査の立会い及び諸手続き

e 提出書類

- ・保守点検報告書（毎月点検終了後）

2 センターボイラー・貯湯槽・ろ過装置保守点検業務委託

(1) 業務期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日までとする。

ボイラー及び貯湯槽の整備は4月を予定。

有効期限は5月5日。（毎年）

ろ過装置の定期保守点検は、年2回（7月・12月（予定））とする。

(2) 業務内容

ア ボイラー及び貯湯槽の法定点検整備等

- ・内外部の清掃整備
- ・付属品取外し整備

- ・安全弁及び逃し弁等の分解整備
- ・バーナー等の整備
- ・消耗品(パッキン)等の交換・検査立会い及び復旧・試運転調整
- ・その他

イ ろ過装置保守点検

- | | | | |
|------------|-----|-------------|-----|
| ・タンク本体 | 1 式 | ・ろ材 (補充を含む) | 1 式 |
| ・バルブ、弁類 | 1 式 | ・集毛器類 | 1 式 |
| ・ポンプ、モーター類 | 1 式 | ・薬液タンク | 1 式 |

ウ 不調時の点検調整

- ・不調等による連絡を受けた時は、速やかに技術員を派遣し点検・調整を行うこと。なお、装置部品の取替及びオーバーホールの必要が生じた場合は職員の承認を得て行うこと。

(3) 支払方法

ボイラー及び貯湯槽整備終了後 1 回、その他業務終了後 1 回とする。

3 センター自家用電気工作物保安管理業務委託

(1) 業務期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までとする。

(2) 自家用電気工作物の概要

- | | |
|--------|-------------|
| ア 設備容量 | 1 5 0 K V A |
| イ 受電電圧 | 6 , 6 0 0 V |

(3) 業務内容

ア 定例的業務

- ・電気工作物の維持及び運用について、定期的な点検、測定及び試験を行い、経済産業省令で定める技術基準に適合しない事項があるときは、必要な指導、助言を行うこと。
- ・電気事故その他電気工作物に異常が発生し、又は発生するおそれがある場合において市若しくは電力会社より通知を受けたとき又は点検の際に発見した時は、応急措置を指導し、事故原因の探求に協力し、再発防止につき、とるべき措置を指導、助言し、必要に応じて精密検査を行うとともに電気事業法第 1 0 6 条の規定に基づく電気関係報告規則に定める電気事故報告の作成及び手続きの指導を行うこと。
- ・電気事業法第 1 0 7 条第 2 項に規定する立入検査の立合いを行うこと。

イ その他の業務

- ・当該電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣への提出書類及び図面について、その作成及び手続きの指導を行うこと。
- ・当該電気工作物の設置又は変更の工事について、設計の審査及び竣工検査を行

い必要な指導、助言を行うこと。

- ・当該電気工作物の設置又は変更の工事について、市の通知を受けて、別表「点検、測定及び試験の基準」に定めるところにより、工事中の点検を行い、必要な指導助言を行うこと。

ウ 保安管理業務にあたり、絶縁監視装置を設置すること。

エ 点検実施回数

- ・月次点検 2ヶ月に1回
- ・年次点検A 年1回
- ・臨時点検 必要の都度（異常状態、事故発生の恐れがある場合）
- ・工事中点検 毎週1回（電気工作物工事があった場合の工事期間中）
- ・点検結果報告 点検結果報告書を提出すること。

(4) 受託者は、本業務の遂行によって知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

(5) 本仕様書に明記なき事項、又は疑義が生じたときは三浦市契約規則によるほか、市と受託者で協議し解決する。

4 センター消防設備器具法定点検業務委託

(1) 業務期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日までとする。

(2) 業務内容

消防法第17条の3の3並びに施行令・施行規則の規程に基づき総合点検（6月予定）及び機器点検（12月予定）を実施すること。

総合点検については所管する消防長宛での「消防用設備点検結果報告書」を作成、機器点検については「消防用設備点検結果の記録」を作成し提出すること。

業務期間内に機器等の異常等が発生した場合は、連絡を受けた後に速やかにその状況を確認し対処・報告すること。

施設の防災訓練等を実施する際は積極的に協力をすること。

5 センター自動扉開閉装置保守点検業務委託

(1) 業務期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日までとする。

定期保守点検は、3月・7月・11月（予定）とする。

(2) 業務内容

ア 保守点検整備対象

- ・(株)ナブコ製ドアー エンジン装置（本体）
- ・ドアーエンジン動力部装置及び制御部装置
- ・ドアーエンジン操作スイッチ及び制御スイッチ

イ 保守点検整備の内容

a 定期保守点検は次の事項について行う。

- ・ドアーエンジン装置各部の点検・調整
- ・ドアーエンジン開閉速度、クッション作動の異常の有無の点検・調整
- ・ドアーエンジン装置の電気回路の異常の有無の点検・調整
- ・ドアーが当たっていないか、すれていないかの点検整備
- ・その他細部の点検調整

b 不調時の点検調整

- ・不調等による連絡を受けた時は、速やかに技術員を派遣し点検・調整を行うこと。なお、装置部品の取替及びオーバーホールの必要が生じた場合は職員の承認を得て行うこと。

6 センター汚水処理施設維持管理業務委託

(1) 業務期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日までとする。

(2) 業務内容

ア 保守点検整備対象

接触ばっ気方式合併浄化槽 1基

イ 施設維持管理の内容

- ・点検の回数は月2回で原則として第一・第三金曜日とするが、事由により変更する場合は協議し決定する。
- ・機械及び電気諸設備の切換・点検・保守・注油・調整を行うこと。
- ・汚泥の状況把握と調整を行うこと。
- ・点検時に処理水質等の諸試験（水温・pH・透視度・SV等）の実施と記録をすること。また、関係法令等に基づく水質検査を実施（年4回）し、その結果を報告すること。
- ・定期巡回管理状況報告書の作成・提出をすること。
- ・不調等による連絡を受けた時は、速やかに技術員を派遣し点検・調整を行うこと。なお、装置部品の取替及びオーバーホールの必要が生じた場合は職員の承認を得て行うこと。
- ・年1回検査機関に依頼し、放流水の水質検査を行うこと。

7 センター警備業務委託

(1) 目的

この業務は、三浦市老人福祉保健センターにおける三浦市の所有または、管理する財産を保護するとともにセンターの安全確保、防犯を目的とする。

(2) 業務期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日までとする。

(3) 業務場所 三浦市三崎町諸磯1870
(三浦市老人福祉保健センター)

設置機器	①コントローラー	1個
	②フラッシュライト	1個
	③断線監視アダプタ	1個
	④ポインター	1個
	⑤マグネットセンサー	19個
	⑥インフラレッドセンサー31	8個
	⑦インフラレッドセンサー32	4個
	⑧金庫センサー	1個
	⑨金庫用振動センサー	1個
	⑩移報装置	1個
設備情報	①自火報結線	1基
警戒延べ床面積		900 m ²

(4) 警備基準時間

火曜日から日曜日の午後5時から翌日午前8時30分、月曜日・祝祭日・年末年始(12月29日から1月3日)午前8時30分から翌日午前8時30分警備基準時間内において、会館が無人状態になり、警備装置警戒開始の受けた時に業務を開始し、同様に警戒解除の信号を受けた時に業務を終了する。

(5) 業務範囲

- ア 火災・盗難等異常状況の感知
- イ 自己感知時における通報・連絡
- ウ 警備実施事項の報告

(6) 業務内容

- ア 警報装置の取り扱い等
 - ・警報装置を設置しセンターにおいて発生した異常事態を警報受信所へ自動に通報する。
 - ・最終退館口に設置する警報器の作動に監視遅延時間を設定する。
 - ・警報受信装置を常時監視するとともに、警備員との連絡を保持する。
 - ・警報受信装置と連絡を保持し、会館の異常事態に備える。
 - ・警報装置の機能については、適宜保守点検を行う。
- イ 警備開始から終了までの対応
 - ・警報受信所について、職員の最終退館者の操作器の操作による警戒信号を確認し警備を開始し、職員の最初の入館者の操作器の操作による警戒解除信号を確認して警備を終了する。

ウ 異常事態発生時における対応

- ・警報受信装置によりセンターに異常事態が発生したことを感知したときは、警備員を直ちに派遣して異常事態を確認するとともに事態の拡大防止にあたる。
- ・センターに到着した警備員は異常事態を確認後、警報受信所へその状況を連絡し必要に応じて市監督職員へ連絡する。
- ・事故報告の際は、速やかに電話連絡若しくは口頭で報告した後、書面による報告書を提出する。(任意様式)

エ その他

- ・本業務に定めのない事項については、市監督者と協議のうえ処理するものとする。

8 センターマイクロバス車両運転業務委託

(1) 業務期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日までとする。

(2) 業務内容

別に定める(別途調整)日程表により、各地区老人クラブの予定により各集合場所と当センターとの間でのマイクロバス送迎を行う。

(3) 見積り及び支払い

1回(日)あたりの単価見積りとし、1月分実績により翌月払いとする。

(4) 予定数量 198回(日)

(5) その他

受託者は、業務中の接客等の言動には十分注意し、親切丁寧に対応すること。
受託者は、業務上知り得た秘密を、他に漏らしてはならない。また、業務を退いた後も同様とする

運転しようとする運転者及び運転を終了した運転者に対し、酒気帯びの有無について、当該運転者の状態を目視等で確認するほか、アルコール検知器(呼気に含まれるアルコールを検知する機器であって、国家公安委員会が定めるものをいう。)を用いて確認を行うこと。

本仕様書に定めなき事項については、監督職員と協議のうえ処理するものとする。

9 受水槽高架水槽清掃業務委託

センターの簡易専用水道である受水槽、高架水槽の清掃を、水道法に基づき実施する。

(1) 業務期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日までとする。

(2) 業務内容

ア 受水槽 1 2 m²

イ 高架水槽 2. 2 9 m²

(3) その他

ア 作業に当たり市監督者と打合せを行い作業に当たること

イ 請負者は、本作業に当たり事故防止を図るための十分な安全管理を実施すること

なお、万一事故及び、施設等の破損を生じた場合は、請負者の責任において処理すること

ウ 本業務に定めのない事項については、市監督者と協議のうえ処理するものとする

エ 清掃終了後、検査機関の水質検査及び監査を受けること（年1回）

10 合併浄化槽汚泥引抜業務委託

センターの浄化槽内に堆積した汚泥等を除去し、処理機能等の効率化を図る。

(1) 業務期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日までとする。

(2) 業務内容

ア 汚泥を引抜く槽及び引抜量

a 汚泥濃縮貯留槽 約5 m³

b 沈砂槽 約1 m³

イ 各槽内部の洗浄による清掃

a 清掃洗浄水は前記引抜量の10%程度とする。

ウ 引抜汚泥等の搬出

a 各槽内の引抜いた汚泥等について、搬出、処分する。

(3) その他

ア 請負者は、本作業に当たり市監督者と打合せを行い作業に当たること。

イ 請負者は、本作業に当たり事故防止を図るための十分な安全管理を実施すること。

なお、万一事故及び施設等の破損を生じた場合は、請負者の責任において処理すること。

ウ 除去沈殿物砂物等の搬出処分を行う場合、臭気等の公害の発生防止に努めること。

エ 本業務に定めのない事項については、市監督者と協議のうえ処理するものとする。

11 地下オイルタンク清掃点検業務委託

(1) 業務期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日までとする。

(2) 業務内容

- ア オイルタンクの清掃 1式
- イ オイルタンク・配管等圧力検査 1式
- ウ その他関係業務 1式
 - a 消防法第14条の3の2の規定に基づき実施すること。
 - b 圧力検査については、「地下タンク等定期点検実施結果報告書」を作成し提出すること。
 - c 業務期間内に機器等の異常等が発生した場合は、連絡を受けた後に速やかにその状況を確認し対処、報告すること。
 - d 清掃の際に搬出される廃油は、責任をもって処理し、マニフェストを提出すること。

(3) その他

- ア 本業務に定めのない事項については、市監督者と協議のうえ処理するものとする。

12 センターヘルストロン保守管理委託

(1) 業務期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日までとする。

(2) 業務内容

1階ホールに設置しているヘルストロン（健康器具）の保守管理を行う。

ア 管理内容

- ・保守点検を年3回行う（3月、7月、11月）

13 センター廃棄物収集運搬処理委託

(1) 業務期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日までとする。

(2) 業務内容

センターから搬出される一般廃棄物以外の産業廃棄物の運搬処理を行う。

14 センターカラオケ管理業務委託

(1) 業務期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日までとする。

(2) 業務内容

センターに設置しているカラオケのリース及び保守管理を行う。

15 センター浴槽レジオネラ菌検査

(1) 業務期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日までとする。

(2) 業務内容

年1回検査を行う。

16 センター害虫駆除業務委託

(1) 業務期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日までとする。

(2) 業務内容

厨房と食堂において年2回実施する（6月、12月）

17 センター清掃業務委託

(1) 業務期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日までとする。

(2) 業務内容

午前8時30分から午後5時までの間、次のことを行うこととする。

ア 定期清掃業務

①窓ガラス清掃 6月・12月に1度実施する

②浴室清掃 公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する
条例を遵守すること

③樹木の剪定 毎月1度必要に応じて実施

イ 日常清掃業務

施設及び敷地内については、ごみ、ほこり、よごれ及び雑草等がないよう清潔で快適な環境を維持すること。

(3) その他

業務を行うために必要な消耗品・備品の購入費については、指定管理者が負担するものとする。